横手市における部活動地域展開推進計画（Ver.2）【概要】

R8･4月　横手市教育委員会

現状･課題

◆　少子化の進行に伴い部活動加入者も減少しているものの、中学校部活動設置数はあまり変わっていない。十文字･増田中の複数種目で合同チームで活動している。

◆　教職員数の減少により、専門性のある指導者が不足し競技経験の有無や意思に関わらず部活動顧問を務めるなど、各校において適正な顧問の配置が難しい。

◆　陸上競技･剣道･バレーボールについては、休日の部活動の地域展開を推進している。バドミントン･ソフトテニスについては、「認定地域クラブ」として平日･休日ともに活動しており、中体連主催大会に参加している。

◆　地域クラブ活動の指導者の確保（教師等の兼職兼業を含む）やクラブを支える人材育成のための仕組みづくり、指導者資格取得を促進する等の環境整備を進める。

◆　生徒が安全･安心に地域クラブ活動に取り組める環境づくりや生徒･保護者の負担軽減･支援体制を一層進める。

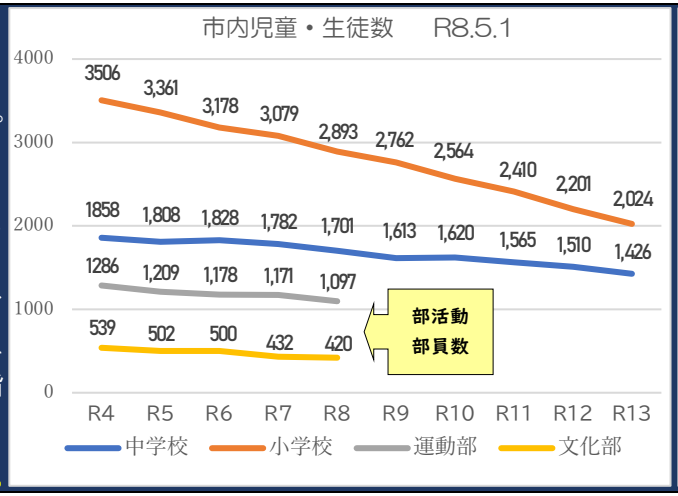

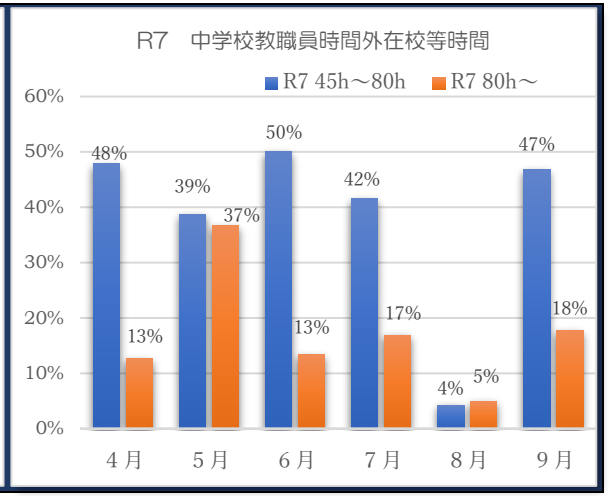

目指す姿

将来にわたり　子どもたちが身近で　スポーツ・文化芸術活動を親しむことができる環境づくり

地域で支え　次代へつなぐ

ニーズに応じた持続可能な活動

本市の方針

○　学校部活動・地域クラブ活動を通して、生活を豊かにする資質・能力を育成し生徒の健やかな心身の成長とバランスのとれた充実した学校生活を実現する。

○　学校部活動の指導・運営に係る望ましい体制を構築し、教職員の負担軽減を図るとともに、教師がより生徒に向き合える環境をつくる。

○　生徒の望ましい成長を保障できるよう、学校と地域の実情を踏まえた適正な地域連携や地域クラブ活動の運営を目指し、持続可能で多様な環境づくりを進める

○　生徒や保護者、地域等の主体的な参画・取組を通して、**『時代を受け継ぎ　磨き上げ　凜々しく羽ばたくまち』**づくりに貢献する。

○　学校部活動の教育的意義・役割は、地域クラブ活動においても継承・発展させ学校と地域が連携・協働し、横手市のスポーツ・文化芸術の発展・創造を主体的に形成していく。地域展開を通して多様な人の参加・交流が促進され、活動を楽しむ人の広がりやウェルビーイングの向上、地域社会の活性化に繋げる。

取組･方向

◎　部活動改革（部活動地域連携・地域展開）は、地域全体で支えることにより、学校での学びをより深めたり、広げたりしながら「新たな学び・価値を創出する」機会と捉える。

◎　生徒の興味・関心に応じて、地域の団体・組織の運営、地域指導者の指導のもとで、安全に、継続的に活動する環境をつくる。休日の部活動から始め、段階的に平日の活動まで地域展開する。

◎　国は令和８年度から令和13年度までを「部活動改革実行期間」としているが、連携・協働に時間を要する場合があるなど、地域や活動種目の実情に応じて柔軟に進める。

◎　地域におけるスポーツ・文化芸術活動の機会の確保や生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動の充実を図り、その周知に努める

◎　生徒・保護者の負担軽減や支援体制の整備と指導者の確保・人材育成・指導者資格取得支援等の環境整備を進める。

学校部活動の地域連携と地域展開

	学　校　部　活　動
位置付け	学校教育の一環（教育課程外）
運営主体	中学校（学校管理下）
活動種目	学校が選択して設置
活動場所	主に当該校施設
参加範囲	原則当該校生徒
指導者	当該校の教師、部活動指導員、外部コーチ
費　用	用具、大会参加費の実費
補　償	災害共済保険給付日本スポーツ振興センター 児童・生徒・PTA総合補償制度

学校部活動の地域連携

	合同部活動　拠点校部活動
位置付け	学校教育の一環（教育課程外）
運営主体	中学校（学校管理下）
活動種目	関係校や拠点校で選択して設置
活動場所	関係校や拠点校施設
参加範囲	関係校生徒、拠点校部活動参加生徒
指導者	関係校教師、拠点校教師、部活動指導員等
費　用	用具、大会参加費の実費
補　償	災害共済保険給付日本スポーツ振興センター 児童・生徒・PTA総合補償制度

地域展開

	学校部活動の地域クラブ化
位置付け	生涯学習（スポーツ・文化芸術）の一環
運営主体	多様な組織・団体（協会、連盟、クラブ、スポ少、民間事業者等）
活動種目	部活動種目の他、多様な種目を設定
活動場所	学校・社会教育・公共スポーツ・文化施設等
参加範囲	地域の児童生徒（多様な世代と一緒に活動も含む）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業を含む）
費　用	会費、大会参加費、交通費等（指導者謝礼、運営費含）
補　償	各種保険に加入（個人賠償責任保険を含む）

実情に応じ、休日の活動を移行　当面は、部活動と併存

◆活動人数の確保、練習内容の拡大・充実、質の高い活動

◆専門性を有する指導者による効果的・効率的な活動

◆教師の負担軽減

◆希望する部活動が学校にない生徒のニーズに応える学校の学び・体験を発展・継続

◆多様な世代との交流により豊かな体験、将来にわたって活動

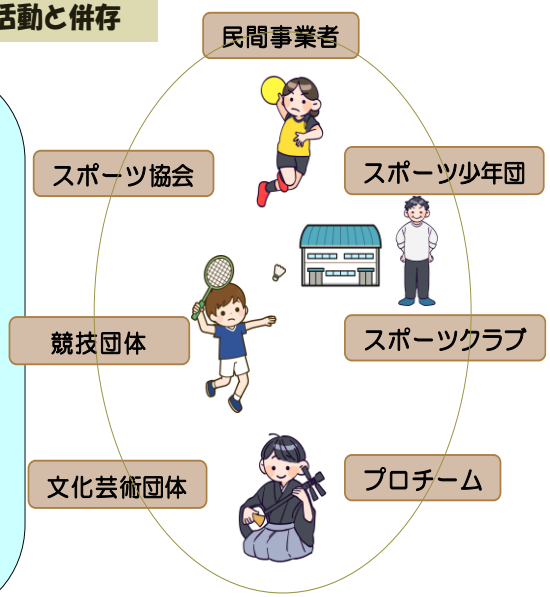

地域展開スケジュールマップ（前期改革実行期間）

	～令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	中間評価
目　標		○原則全ての学校で休日の部活動を地域で行うことを目指す ○平日の部活動も地域の実情に応じて段階的に展開する			○中間評価をもとに平日の展開を推進
国 県	部活動指導員配置支援事業 ガイドライン策定 県総括コーディネーター配置・広域的支援 指導者の確保・派遣（県人材バンク設置）　指導者養成研修の充実 連絡協議会の設置・運営の充実、情報交換・成果報告会の実施				中間評価の実施 後期改革実行期間の取組方針策定
市 教 委	部活動・地域クラブ方針改定 推進計画の改定 地域クラブの運営・環境・活動等の評価・検証・改善・課題解決 安全管理マニュアル作成 部活動地域展開コーディネーター配置（関係団体・関係機関・学校と連絡調整） 部活動地域展開等推進協議会の設置・運営の充実 学校・生徒・保護者・関係団体へ進捗状況・取組の周知（説明会・体験会、通信・ＨＰ等） 地域連携・地域展開に係る運営団体・実施主体と関係学校、関係団体との相談・協議・調整 認定地域クラブ申請受付・認定・活動支援（活動場所確保・使用料減免、大会派遣費補助等） 指導者確保・配置支援、指導者研修の実施、教師等の兼職兼業の許可の推進、移動手段の支援検討 指導者資格取得支援の整備		指導者資格取得支援制度の運用・資格取得促進		進捗状況や環境整備、クラブ活動運営等を評価・検証し、国・県の取組方針をふまえ、後期の取組方針・推進計画を策定
学 校	部活動方針策定、部活動委員会運営（部活動設置数検討、顧問担当者配置、合同部活動等実施検討） 部活動の設置継続や新規部員募集停止を検討 推進協議会への参画、地域展開の取組状況の把握、兼業職員許可申請・勤務時間の把握 生徒・保護者・教職員への説明、周知等、円滑な地域展開の推進 学校施設開放・活動場所の提供、備品・器具の管理、生徒指導等、活動団体との協力・連携				
地域クラブ活動団体		認定地域クラブ申請・中体連大会参加登録申請 市施設使用・備品管理・生徒指導、兼職兼業教員の勤務時間の把握等、学校との連携 地域展開等推進協議会への参画 団体・連盟・スポーツ少年団・クラブチーム等の地域連携・地域展開			

部活動指導員

校長の監督を受け、部活動の実技指導や大会・練習試合の引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」を学校教育法施行規則（第七十八条の二）に規定。

外部指導者（コーチ）は部活動顧問等と連携・協力し、コーチ等として技術指導を行うが、大会等の引率はできない。

部活動指導員配置支援事業

配置に係る経費の一部を補助することで、指導体制の充実と教員の負担軽減を図る。部活動指導員の報酬・交通費・出張旅費等を国・県・市町村が各々1/3を負担する。

部活動に係る方針策定

横手市教育委員会は、国のガイドライン（R7･12月)に則り、「部活動の在り方及び地域クラブ活動に関する方針」を策定する。横手市立中学校長は、横手市の方針に則り、毎年「学校部活動の運営方針」を策定し、公表する。

協議会及び部活動委員会の設置

横手市教育委員会は、首長部局や教育委員会関係各課、地域スポーツ・文化芸術活動団体、学校、保護者等の関係者からなる部活動地域展開等推進協議会を設置し、地域の実情に応じて取組を協議・検討しながら進める。

学校は、管理職や部活動担当者（必要に応じてPTA会員、学校運営協議会委員部活動後援会員、同窓会員等）からなる部活動委員会を設置し、活動状況を共有し、地域全体でサポートする体制・環境づくりに努める。

合同部活動と拠点校部活動

地域展開を進めるにあたり、部員不足から十分な活動ができない。希望する部活動が在籍する学校にないなど、単独での活動が困難な場合に、近隣の学校と連携し、活動を行うもの。

	合同部活動	拠点校部活動
目　的	部活動は開設されているが、部員が少ない等の状況により、十分な活動ができな場合に他校と共に活動するもの	在籍校に希望する部活動がない等の場合に、参加を希望する生徒を市内の他の学校（拠点校）が入部を受け入れるもの
設置方法	（要領の規定による） ・希望する学校は市教委へ相談する ・市教委、当該校協議 ・合意後、当該校の協定書を添えて、連名で申請書を市教委へ提出 ・市教委認定、当該校間で計画立案	（要領の規定による） ・市教委が当該校（拠点校）と協議 ・拠点校から市教委へ認定申請 ・市教委が認定し、生徒保護者へ募集通知 ・保護者から参加申込書・同意書 ・市教委が参加認定
活動場所	関係校で調整	主として拠点校
参加生徒	関係校の生徒	拠点校で受け入れ可能校の生徒
実施	・主に休日の部活動を合同部活動とする ・実状に応じて、平日も実施	拠点校で活動 ICTを活用した自校での活動もあり
移動	休日は保護者の自家用車で送迎等 （平日に活動する場合も同様）	平日は市教委と関係校で協議決定した方法 休日は保護者の自家用車で送迎等
指導者	関係校の顧問や外部指導者	拠点校の顧問、外部指導者
会費	各校の運営による実費	拠点校の運営による実費
補償	日本スポーツ振興センター災害共済給付 児童・生徒・PTA総合補償	日本スポーツ振興センター災害共済給付 児童・生徒・PTA総合補償
事故対応	当時の指導にあたっている学校の指導者で対応する 当該校へ連絡し、当該校の管理職・指導者、保護者と連携する	拠点校の指導者が対応する 在籍校へ連絡し、管理職・指導者、保護者と連携して対応する

秋田県中学校体育連盟主催大会 複数校合同チーム参加規程

単独行では部員不足のためチーム編成できず大会出場の機会がなくなる場合に、その生徒たちの活動の場を保障するための救済措置。

- 学校管理下でそれぞれ顧問若しくは外部指導者の指導の下、日常的・計画的に活動を行っていること。
- 部員数が正規試合人数に満たない当該校どうしによって編成する。または正規人数に満たない学校と満たしている学校で編成している
- 部員数に余裕がある学校から部員を借りて編成してもよい。
- 大会参加を認めるのは、軟式野球、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、ラグビーフットボールの７つの競技。

秋田県中学校体育連盟主催大会 拠点校部活動参加規程

生徒の在籍校に希望する部活動がない場合に参加を希望する生徒を市内の拠点となる一つの学校が受け入れるもの。

- 学校設置者が事業主体であり、拠点校長が運動部活動に参加したい生徒の救済措置として推進する活動で、拠点校の管理の下で計画的・継続的に練習が行われている（日常的に活動している）
- 大会参加を認めるのは、複数校合同チームを認めている７つの競技。

暫定的・段階的措置であり、将来的には地域クラブ展開を目指す

横手型　地域展開モデル

区　分	月　～　金	土　・　日（祝日）	クラブ・団体等（例）
A 運動部活動と既存団体が連携 （運動部活動地域連携）	 各中学校で活動・練習 	 連盟・協会･団体主催の 練習会・講習会に希望参加 （入部していない生徒も可） **＊地域展開モデル事業＊** 	○横手市陸上競技協会 ○横手市剣道連盟 ○横手市ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ協会 ○横手地区吹奏楽連盟 など ⇒地域クラブへ段階的展開
B 学校部活動種目にない既存団体	 スポーツ少年団に新規または継続入団して活動		◎横手バトミントンJr
C 学校教育活動と地域の 文化芸術団体等が連携	各教科・総合学習等で体験学習 文化・芸術団体に入会し 他の会員とともに活動	 文化・芸術団体に入会し 他の会員とともに活動 	・岡本新内伝承会 ・浅舞絞りクラブ ・よさこい活動　など
D 市スポーツ協会登録団体	 登録団体に入団して活動 		○ハンドボール ・ゴルフ ・武道　など
E クラブチーム･道場･教室 企業･民間事業者･団体	中学校で活動・練習　または クラブチーム、道場、教室等で練習	 クラブチーム、道場、教室等で練習 （週末のみの活動もあり）	○横手ﾘﾄﾙｼﾆｱ野球 ○横手ﾌｯﾄﾎﾞｰﾙｸﾗﾌﾞ ◎J・Smashｿﾌﾄﾃﾆｽ
F 合同部活動 拠点校方式部活動	種目・分野別に他校と一緒に活動・練習 （学校で練習の場合もあり） 拠点校の部活動に入部して活動・練習	種目・分野別に他校と一緒に活動・練習 拠点校で活動・練習	・軟式野球、ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ、ﾊﾝﾄﾞﾎﾞｰﾙの団体種目 ⇒地域クラブ展開を 目指す

◆Ａ⇒平日は学校部活動を継続しつつ、休日の活動について、準備が整ったところから段階的に地域に展開していく。中体連大会に向けて活動日を調整する。
◆ＢＣＤＥ⇒平日および休日の参加、参加する種目は本人の希望による。地域クラブ活動においても学校部活動のガイドラインに沿って活動する。
◆Ｆ⇒合同部活動・拠点校部活動は、地域展開までの暫定的な措置であり、将来的に地域クラブ活動への展開を図る。

前期改革実行期間における部活動地域展開推進計画

	令和５　令和６　令和７	令和８年度	令和９年度	令和10年度
【部活動地域展開】 認定地域クラブ （平日･休日）	バドミントンJr 中体連大会参加 市が示す「地域クラブ活動の認定に関する要領及び認定要件」に基づき認定された地域クラブ活動	J・Smash ソフトテニス R8 中体連大会参加 大森 STC ソフトテニス	R9 中体連大会参加	柔道クラブ R10中体連大会参加 AKITA VORWARTS R10 中体連大会参加
【休日の部活動地域展開】 学校部活動（平日） ＋ 地域展開モデル事業 or 地域クラブ（休日）	陸上競技部＋ｼﾞｭﾆｱﾊｲ教室 剣道部　＋ 剣道稽古会 ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ部 ＋ YVA ｸﾗﾌﾞ U15 男女各３ブロックで活動 環境が整った運動種目・文化種目から、休日の部活動を地域団体主催の活動に展開する。	柔 道 部 ＋ 柔道連盟稽古会 ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ部＋ U15 ﾎﾘﾃﾞｨｸﾗﾌﾞ 吹奏楽部 ＋ 講習会・ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ	平日の活動･中体連大会参加検討 ﾊﾝﾄﾞﾎﾞｰﾙ部＋ AKITA VORWARTS 卓球部　＋ 卓球クラブ	
学校部活動　平日･休日	剣　道　ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ　野　球 柔　道　ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ　卓　球 吹奏楽　ﾊﾝﾄﾞﾎﾞｰﾙ　ｿﾌﾄﾃﾆｽ	吹奏楽　野 球 部（合同練習会） 卓　球 ソフトテニス	中体連野球専門部合同練習会（休日）	募集終了年度を検討
学校部活動　平日のみ	美　術　茶　道　合　唱 科　学　ﾎｰﾑﾒｲｷﾝｸﾞ　ﾃｸﾆｶﾙ　文芸書道 募集終了	美　術　茶　道　合　唱 科　学　ﾎｰﾑﾒｲｷﾝｸﾞ　ﾃｸﾆｶﾙ	生徒のニーズや部員数、活動の実情を踏まえ、募集停止及び設置の継続について各校「部活動運営委員会」で検討する	

地域クラブ認定制度について

※「横手市地域クラブ活動の認定に関する要領」等の関係書類を参照

部活動を学校だけではなく、地域全体で支えていくことを目指し、部活動の地域展開に取り組んでいくため「地域クラブ活動認定制度」を設けました。「認定要件」を満たした地域クラブ活動の運営団体・実施主体は「横手市認定地域クラブ」とし、地域の受け皿となっていただき、スポーツ・文化芸術活動の機会の提供や生徒のニーズに応じた活動の展開、他の学校の生徒や地域住民との交流など、多様で豊かな活動の充実を図ることをねらいとします。

認定を受けた運営団体・実施主体については、活動場所の確保や指導者配置、大会派遣費補助等の支援をします。

手続きの流れ

相談・調整・準備・手続き

① 地域クラブ設立を検討している団体は、部活動地域展開コーディネーター（教育委員会教育指導課）または関係中学校に、地域クラブ設立について相談する。

② 相談があった場合は、部活動地域展開コーディネーターと関係中学校及び関係団体（市中体連専門部）等と次の事項について確認・協議を行う。

□参加対象者　□指導者　□活動（目標、練習内容）　□大会登録　□活動場所　□会費
□活動日・休養日　□活動時間　□使用用具と保管場所　□移動手段　□連絡手段
□安全管理（施設管理、保険加入等）　□学校との連携　□段階的展開期間や完全展開年度

③ 地域クラブ団体等は、設立に向けて協議・調整が整い次第、「横手市地域クラブ活動の認定に関する要領」を確認のうえ、横手市地域クラブ認定申請書（様式 1～3）及び必要書類を横手市教育委員会教育指導課に提出する。

報告・説明・周知

❶ 教育委員会は、地域クラブ認定申請を受け、申請書類をもとに協議・審査し、必要に応じて代表者との面談や現地視察等を行い、教育長が地域クラブと認定する。結果については、「横手市地域クラブ活動認定通知書（様式４）」により通知する認定の有効期間は認定した年度から翌々年度末までの最長３年間とする。

❷ 認定を受けた地域クラブは、「横手市地域クラブ活動認定通知書」（写）を関係中学校に提出し、「認定地域クラブ活動」について報告する。

❸ 関係中学校は、当該地域クラブの設立（クラブ化）や活動内容、スケジュール、クラブ員募集等について生徒・保護者・当該校区小学校・地域に周知する。

❹ 関係中学校は生徒の参加状況や完全展開年度を見据え、当該部活動の募集停止・設置の継続を検討し、地域展開スケジュールや募集停止年度を周知する。

活動実施・相談支援

① 認定地域クラブは、募集要項やホームページ等で生徒を公募し、加入・脱退に応じてクラブ員名簿を適宜、関係中学校及び教育委員会に提出する。

② 中学校と地域クラブ団体は、部活動「改革実行期間」においては、部活動と地域クラブ活動は連携・調整を図りながら実施する。

③ 教育委員会は、「認定地域クラブ」については、活動場所・環境整備や指導者配置、大会派遣費補助、大会参加時のスクールバス活用等の支援を行う。

④ 教育委員会は相談対応窓口を設置し、運営団体と学校と連携し、対応する。

⑤ 地域クラブは、兼職兼業教員が指導・従事している場合は、労働時間（月ごと）について当該中学校に報告する。

⑥ 学校長は、兼職兼業教員の地域クラブ従事内容や時間を把握し、服務を監督する

横手市における部活動地域展開フロー

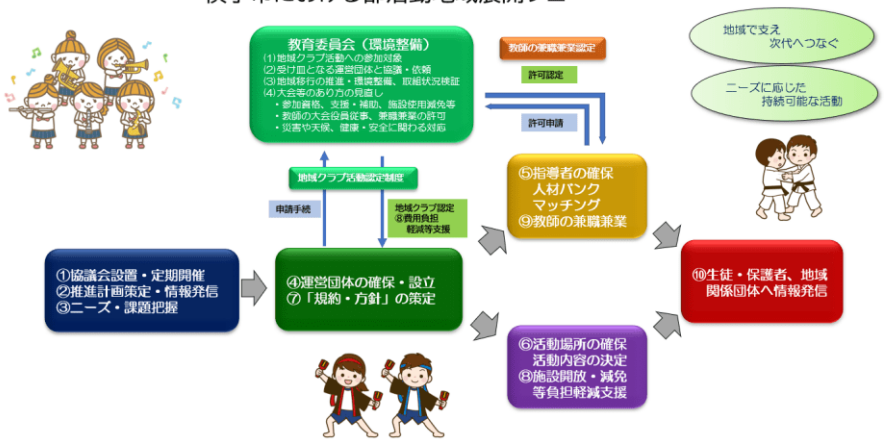

地域クラブ活動認定制度

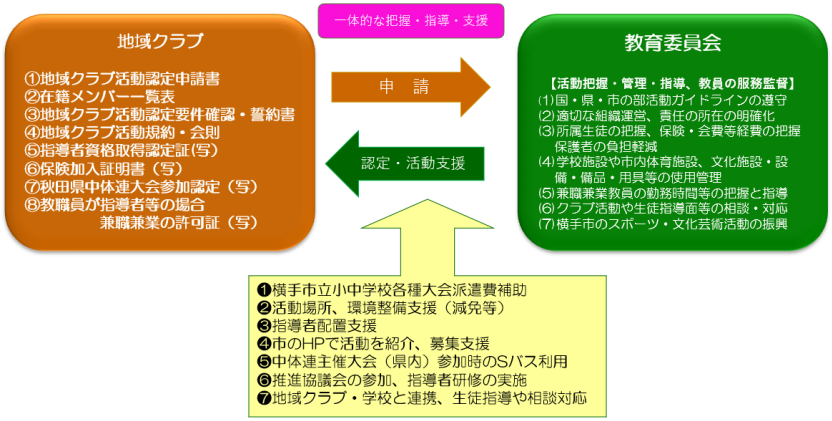

横手市地域クラブ活動の認定に関する要領　参照

地域クラブ運営ガイドライン

地域で支え　次代へつなぐ

ニーズに応じた持続可能な活動

令和８年度 ／ 令和９年度 ／ 令和10年度 ／ 令和11年度 ／ 令和12年度 ／ 令和13年度

地域展開にむけた環境整備

(1)地域クラブ活動への参加者
- 学校部活動に所属している生徒、所属していない生徒、スポーツ・文化芸術活動苦手とする生徒、障害のある生徒など希望する全ての生徒が対象

(2)地域の受け皿となる運営団体
- スポーツ少年団、スポーツ・文化芸術協会・連盟市スポーツ協会登録団体、クラブチーム、企業・民間事業者、道場・教室スクール、プロチーム等
- 複数の学校部活動が合同で活動する団体

(3)地域展開の進め方
- 地域の実情に応じて準備が整ったところから休日の地域クラブ活動の環境整備を進める
- 平日の地域クラブ活動は、休日の取組進捗状況を検証し、地域の実情に応じて段階的に推進する

(4)大会等の在り方の見直し
- 大会参加資格の見直し、後援や補助、施設貸与（減額・免除）等の支援を検討する
- 教師等等の大会運営への従事および服務の明確化
- 災害や天候等の健康・安全に関わる対応

地域展開の手順

①協議会の設置･定期的な実施
②推進計画等の策定と情報発信
③ニーズ･課題の把握･分析
④地域クラブ等運営団体の設立
⑤指導者の確保
⑥活動場所の確保
⑦運営団体の「規約･方針」の策定
⑧費用負担の軽減
⑨教師等の兼職兼業や大会役員業務に係る制度
⑩生徒、保護者、関係団体、地域への情報発信

地域クラブ認定制度

地域クラブ活動の運営

1　適切な運営体制の構築

(1)地域クラブ規約の策定・公表
- 規約を策定し、入会前に生徒・保護者に説明し、理解を得る

(2)クラブ運営方針等の策定・公表
- 県・市の方針を踏まえた運営方針を策定し、活動の方向性を示す

(3)競技団体や大会等への参加登録
- 大会の参加資格要件等を確認する。中体連の大会に出場する場合は、前年度末に登録申請する

(4)会費の設定と適切な会計処理及びその公表
- 生徒や保護者の理解を得て、可能な限り低廉な会費を設定する
- 公正かつ適切な会計処理と情報開示

(5)保険への加入
- ケガ等を補償する、個人賠償責任保険に加入
- 移動中や送迎中も適用となる保険を適用

(6)ガバナンスコードの策定・公表
- 適正なガバナンス体制を確保し、開示して運営の透明性を確保

(7)相談窓口の周知
- 生徒や保護者、地域住民等へ相談窓口を発信

(8)関係団体と連携
- 協議会等へ参画し、情報共有と連絡調整を行う

2　適切な指導体制の構築

(1)指導者に求められる資質・能力
- 生徒理解、コミュニケーション能力
- 実技指導などの専門性、著作権侵害等の理解
- 大会等の引率、大会役員等の業務、会計管理
- 安全確保、市の方針・ガイドラインの遵守

(2)指導者資格の取得
- 公的に認められた資格を有している人材の確保

(3)指導者としての質の保障
- 生徒・保護者との関わり、生徒の心身の健康
- 事故防止の徹底、体罰・ﾊﾗｽﾒﾝﾄの根絶
- 部活動説明会や指導者研修会、初任者研修会の実施

(4)指導者の確保
- スポーツ・文化芸術団体の指導者、退職教員、兼職兼業の許可を得た教員、企業関係者、公認スポーツ指導者、県指導者人材バンクの活用
- ICT を活用した遠隔指導

(5)生徒の多様な活動への理解
- 特定の種目等だけでなく、また、大会等での成績・実績重視だけでなく、生徒のニーズに応じた自主的・自発的に参加する多様な活動を尊重

(6)教師等の兼職兼業
- 円滑に兼職兼業の許可が得られる規定や運用

3　活動時間の設定と管理

(1)適切な活動時間や休養日等の設定
- 身体的・心理的な疲労の蓄積を考慮し、休養を十分に確保する
- 医・科学的観点に基づき、市の方針の活動時間や日数の基準に準拠する

(2)活動場所の確保
- 公共のスポーツ・文化施設及び学校施設の活用
- 学校施設の活用については、関係団体で協議し、連携を図る
- 指定管理者制度や業務委託を取り入れる等、安定的・継続的な運営支援
- 利用料の低廉（減免）等の負担軽減支援

(3)合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進
- 限られた時間の中で効果を上げる活動の工夫、タイムマネジメントを推進
- 活動内容や休養日等を生徒や保護者に周知する
- 有資格者など専門性の高い人材を招いての研修

(4)学校・地域等との連携
- 生徒の活動過多・兼職兼業の許可を得た教員の指導過多を予防するため、学校と情報共有
- 地域と連携した活動や活動状況の発信
- 共通理解を徹底し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障

地域の実情に応じ準備が整ったところから段階的に休日の部活動を展開

「部活動地域展開」に関する　Q&A

1　なぜ、中学校の部活動を地域に展開するのですか？

学校部活動はこれまで学校教育の一環として、貴重で有意義な役割を担ってきました。近年、生徒の減少が加速化するなど少子化が進行するなか、中学校教職員も減少する傾向にあり、持続可能な面で厳しさを増しています。また、競技経験のない教師が顧問を務めたり、休日を含めた部活動指導や大会引率が求められたりするなど、教師にとって業務負担となっています。そのため、少子化の中でも、生徒が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会の確保や、学校の働き方改革の推進による学校教育の質の向上などを目指し、部活動を学校から切り離して、地域展開していくこととされました。

2　どのように部活動を地域展開していくのですか？

国は令和５～７年度までを部活動改革推進期間と位置付け、地域展開を進めてきました。スポーツ庁・文化庁において、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」が設置され、令和８年度以降の取組方針がまとめられました。それを受けて R7·12 月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が策定され、本市もこのガイドラインの下、地域の実情に応じていっそう地域展開を進めていくことになります。主なポイントとしては、

- 令和８～13 年度を「改革実行期間」（前期３年、後期３年）とし、原則全ての学校で休日の部活動を地域で行うことを目指す。
- 平日の部活動も地域の実情に応じながら段階的に地域へ移行する。
- 前期終了時の中間評価をもとに後期の方針を策定し、平日の地域展開を推進する。

横手市としても、「部活動の在り方に関する方針」や「地域展開推進計画」を改定し、それに基づき、準備ができたところから段階的に進めてまいります。

3　休日の部活動が地域展開すると、平日の部活動はどうなるのですか？

平日の部活動はこれまでどおりの活動となります。地域展開の準備が整った部活動から、休日に実施している活動を徐々に地域に展開します。部活動指導員や外部指導者（コーチ）による指導や、拠点校部活動・合同部活動の導入、市内競技団体（連盟・協会）等との連携に取り組み、各部活動や地域の実情を踏まえて準備を進めていきます。平日についても、段階的に地域展開を進めていきます。

4　休日の部活動が地域展開すると、中体連の大会への参加はどうなるのですか？

日本中学校体育体連盟（中体連）は令和５年度から地域クラブ単位での大会出場を認めています。（ただし種目ごとに出場の条件があります）。秋田県では、地域クラブが中体連大会に出場したい場合は、前年度末に県中体連に申請することになっています。学校の部活動から参加するのか、地域クラブから参加するのかは、生徒個人が選択します。

5　現在、硬式野球やサッカーなどのクラブチームで活動している場合はどうなりますか？

これまでも活動しているクラブチームも、部活動地域展開の形態のひとつと考えます。現在のクラブチームでの活動で十分だと判断される場合は、他の地域クラブに参加する必要はありません。

6　部活動を地域展開することで、どんなメリットやデメリットがありますか？

学校部活動も地域クラブ活動も、生徒の任意加入です。学校部活動は学校管理下の活動ですが、地域クラブ活動は管理下外で行われる活動となります。

〇メリット

- 当該校にない種目や複数の活動に参加できるなど生徒の選択肢・多様性が広がる。
- 平日は部活動に参加し、休日は参加せず学習や家族・友人と過ごしプライベートを大切にする。または、平日の部活動に加入せず、休日の地域クラブのみに参加できる。
- 土日の指導を希望しない教員は、休日になるなど教員の負担が軽減される。
- 専門的な指導が受けられる環境や、同好集団による活動の質・技術の向上、活動意識・意欲の高まりが期待できる。また、技能等の向上や大会等で好成績を収める以外にも、気軽に友達と親しむ、適度の頻度で行えるなど、ニーズに応じた活動ができる。
- 小学生から切れ目ない活動ができる。また、小学生から中高生や大人等の幅広い世代と交流でき、楽しむ輪が広がり、生涯にわたって親しむことができる。
- 横手市全体のスポーツ・文化芸術の発展・創造・活性化につながり、「時代を受け継ぎ磨き上げ　凜々しく　羽ばたく　まち」づくりに貢献できる。

▲デメリット

- 活動場所への移動や大会参加の送迎等、保護者の協力や経済的負担が求められる。
- 学校の管理下外の活動であり、生徒の健康面や安全性などが危惧される。
- 平日と休日で指導者が異なるため、指導方針や活動内容、生徒の状況等を部活動顧問とクラブ指導者間で共通理解や情報共有する必要がある。
- 活動種目によっては、生徒のニーズに応え得る指導者の確保が難しい場合がある。
- クラブによって活動時間等の差が生じる心配がある。

「部活動地域展開」に関する　Q&A

7　部活動が地域展開すると、保護者の負担はどうなりますか？

　地域展開後は、学校の活動ではなくなるため、団体入会費・活動費や保険料、指導者への交通費・謝金、会場使用料、大会出場経費等の費用は保護者の負担となります。
　国でも、経済的負担を軽減するための措置を検討しているところですが、具体的には未定です。
　横手市としても、今後の国や県の動向を見ながら、「地域クラブ活動認定制度」を軸に大会派遣費補助や市施設使用料減免、地域クラブ等も参加する市大会への補助金や施設の貸与等の支援についての具体的な方策を検討していきます。

8　地域クラブから大会出場する場合の「大会出場補助金」はどうなりますか？

　学校教育活動の一環として認められる大会やコンクール、研究発表大会、表彰大会等に参加するために必要となる交通費や宿泊費、参加料は市から助成しています。「横手市認定地域クラブ」と、それに所属する横手市在住の生徒についても、助成の対象となります。
※詳しくは「横手市認定地域クラブ活動の認定に関する要領」を参照ください。

9　地域クラブが大会出場する場合、スクールバスを利用することはできますか？

　横手市教育委員会バス運行規定に基づき、「学校教育活動の一環」として行われてきた部活動に対する支援としてスクールバスを運用していることから、地域クラブ活動となった場合、スクールバス対応は原則として認められません。
　ただし、「横手市認定地域クラブ」が大会、コンクール等に参加する場合は、スクールバスを活用することは可能です。

10　地域クラブ指導者の確保や資格の有無、研修についてどう考えていますか？

　休日の地域展開については、既存の連盟・協会・団体・スポーツ少年団等との連携を進めており、所属の有資格者の指導が可能となっています。地域展開に関わって、新たに設立するクラブについても資格の有無や指導経験等を確認していきます。指導者の確保については、県の指導者人材バンクの活用や「横手市部活動地域展開等推進協議会」を定期開催し、各競技団体へ連絡・相談していきたいと考えています。また、資格取得支援についても検討していきます。生徒の健康・安全面や施設の使用・管理面等の運営、個人情報の扱い、学校部活動顧問との連携、生徒指導上の対応等、指導者研修を計画していきます。

11　小･中学校教員が地域クラブの指導者となることはできますか？

　可能です。横手市立小・中学校に勤務し、兼職兼業を希望する教員については、横手市教育委員会が許可を出すことになります。勤務校の校務分掌や業務内容、勤務時間等を踏まえ、校長の承認を得たうえ、所定の様式にて必要書類を提出する手続きが必要です。円滑な手続き・許可ができるよう「地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要領」を策定しています。労働時間等にあたっては厚生労働省のガイドラインも参照し、学校と地域クラブ運営団体、市教委が連携して勤務時間等の管理に努めていきます。
※「地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（市立小中学校教員向け）」も参照ください

12　地域クラブ活動中のけがや事故、トラブル対応はどうなりますか？

　地域クラブ活動中のケガや事故・生徒間トラブル等については、地域クラブ運営団体・実施主体の責任の下、地域クラブ指導者が担当します。そして運営団体・実施主体と学校、市教委が連携し、対応していきます。平日の学校部活動とは異なるため、安全確保やトラブルなどについて、運営団体の相談窓口等の設置を含め、指導者研修を実施し、理解と周知に努めます。

13　保険は新たに加入する必要はありますか？

　地域クラブ活動は、学校部活動とは異なるため「学校災害共済給付・日本スポーツ振興センター」の適用外となり給付の対象とはなりません。また、「児童・生徒・PTA 総合補償制度」はスポーツ少年団やクラブチームでのケガ等の対象になります。（ただし、受傷した日から 7 日未満で治療が終了した場合は対象になりません。）そのため他の保険制度の活用が考えられます。他人にケガを負わせてしまった場合の個人賠償責任保険も含まれることが望ましいと考えます。

14　指導者の不適切行為等のトラブルが起こった場合はどこに相談すればよいですか？

　地域クラブ活動において指導者がハラスメント等の不適切行為を行った場合は、指導者本人、運営団体・実施主体が責任を負うことになります。そのうえでクラブ自ら設置している相談窓口や市教育委員会ＨＰ相談窓口を活用いただくとともに、問題がある場合は市教育委員会教育指導課へご相談ください。